○厚生労働省告示第七十一号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野における看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

第二の一の3の(7)中「特例フィリピン人看護師候補者（特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者指針」という。）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。以下同じ。）」を「特例フィリピン人看護師候補者等（特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者等をいう。以下同じ。）」に改め、同(8)中「特例フィリピン人看護師候補者指針」を「特例フィリピン人看護師候補者等指針」に改め、同(9)中「インドネシア人看護師等」を「インドネシア人看護師候補者等指針」に、「特例フィリピン人看護師候補者指針」を「特例フィリピン人看護師候補者等指針」に改める。

第二の二の3の(4)中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。

第二の三の3の(4)中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。

第三の一の2の(2)及び同二の2の(2)中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。

○厚生労働省告示第七十二号

看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

第二の一の3の(7)中「特例フィリピン人看護師候補者（特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者指針」という。）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。以下同じ。）」を「特例フィリピン人看護師候補者等（特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者等をいう。以下同じ。）」に改め、同(8)及び同(9)中「特例フィリピン人看護師候補者指針」を「特例フィリピン人看護師候補者等指針」に改める。

第二の二の3の(4)及び同三の3の(3)中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。

第三の一の2の(2)及び同二の2の(2)中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。

○厚生労働省告示第七十三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

第百三十二号を第百三十五号とし、第三十七号から第百三十一号までを三号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九　四―［四―（〔〔四―クロロ―三―（トリフルオロメチル）フェニル〕カルバモイル）アミノ］―三―フルオロフェノキシ］―N―メチルピリジン―二―カルボキサミド（別名レゴラフェニブ）及びその製剤

第三十五号を第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七　二―クロロ―九―（二―デオキシ―二―フルオロ―ベータ―D―アラビノフラノシル）―九H―プリン―六―アミン（別名クロファラビン）及びその製剤

第三十四号を第三十五号とし、第三十号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十　オファツムマブ及びその製剤

○厚生労働省告示第七十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第1の1中(191)を(193)とし、(172)から(190)までを(174)から(192)までとし、(171)を(172)とし、その次に次のように加える。

(173)　ノミペン

別表第1の1中(170)を(171)とし、(36)から(169)までを(37)から(170)までとし、(35)の次に次のように加える。

(38)　オファツムマブ（遺伝子組換え）

○厚生労働省告示第七十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

第八号中(916)を(923)とし、(520)から(915)までを(527)から(922)までとし、(519)を(525)とし、その次に次のように加える。

(925)　ルフィナミド

第八号中(949)を(958)とし、(918)から(948)までを(927)から(957)までとし、(917)を(924)とし、その次に次のように加える。

(926)　レゴラフェニブ

第八号中(518)を(524)とし、(294)から(517)までを(300)から(523)までとし、(293)を(298)とし、その次に次のように加える。

(526)　トファシチニブ

第八号中(292)を(297)とし、(166)から(291)までを(171)から(296)までとし、(165)を(169)とし、その次に次のように加える。

(299)　サキサグリプチン

(170)　エルビテグラビル・コビシスタット・エムトリシタビン・テノホビル　ジソプロキシルフマル酸塩